

## 樹木等管理業務仕様書

### 1 作業人員

「6 作業時間目安」に記載されている「総時間/週」の専任作業人員を確保すること。なお、人数・時間は、シルバー人材センターへ委託した場合を想定しているため、他の効率的な手段があり、現状と同等の維持管理が行える場合には、協議の上、認めるものとする。

### 2 樹木剪定

利用者の快適な利用に供するため、施設の低木・中木（2mまで）の剪定を行う。

高木の剪定は本業務の対象外とし、修繕費の範囲内で事前に市と協議の上、実施するものとする。

- (1) 対象施設 全施設
- (2) 剪定回数 年1回以上

### 3 除草

定期的に除草作業を行う。なお、除草剤の使用は不可とする。

- (1) 対象施設 全施設
- (2) 除草回数 年16回以上

### 4 植栽管理

必要に応じて、施設内の花壇等の花植えや散水を行う。

### 5 芝生整備

必要に応じて、芝張り、芝切り、エアレーション、目土、施肥等を行う。

刈込は、深刈りを避け、30~40mmにとどめ、葉長の1/2以上は刈らないこと。

灌水は、乾燥時に適宜実施し、転圧についても隨時行う。

- (1) 芝刈り回数 年16回以上

### 6 作業時間目安

4月～9月	日数/ 週	作業時間/日	人数/ 日	総時間/ 週	備考
前橋市広瀬スポーツ・カル	3	6	1	18	

10月～3月	日数/ 週	作業時間/日	人数/ 日	総時間/ 週	備考
前橋市広瀬スポーツ・カル チャーセンター	2	3	1	6	

## 7 その他管理全般

- (1) 来場者の利用と安全性を確保しつつ、清掃、除草、草刈り、剪定、刈り込み、花壇管理、施肥、病害虫防除等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。
- (2) 危険防止のため、枯損木や枯れ、折れ枝等の早期発見と除去を行うこと。
- (3) 除草剤は、原則として使用してはならない。
- (4) 作業において、危険防止のための作業エリアをバリケード等で囲い、作業中であることを明示して、利用者の安全を確保すること。
- (5) 植物の管理、美観維持等のために必要とする場合は、業務を追加すること。